

阪南市の「重層的支援体制整備事業」 ～誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち～

阪南市健康福祉部市民福祉課



◎自治体概要 (R5.6.30現在)

面積: 36.17km²

総人口: 51,039人

総世帯数: 24,140世帯

65歳以上人口: 17,500人

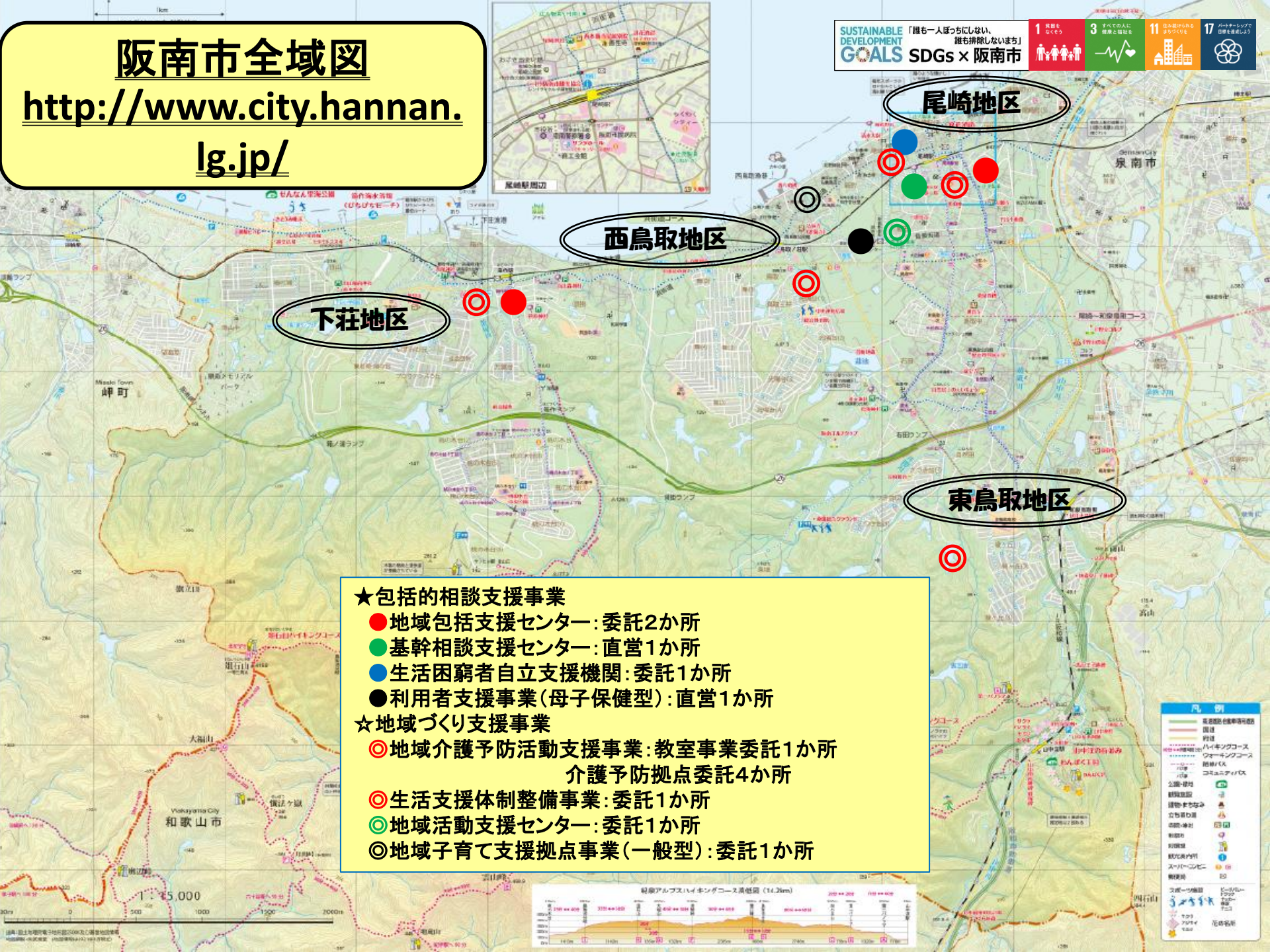
高齢化率: 34.29%

15歳未満人口: 5,125人



阪南市全域図

<http://www.city.hannan.lg.jp/>

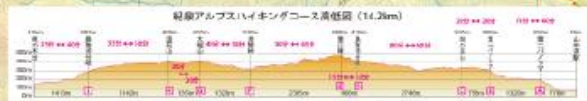


★包括的相談支援事業

- 地域包括支援センター: 委託2か所
- 基幹相談支援センター: 直営1か所
- 生活困窮者自立支援機関: 委託1か所
- 利用者支援事業(母子保健型): 直営1か所

☆地域づくり支援事業

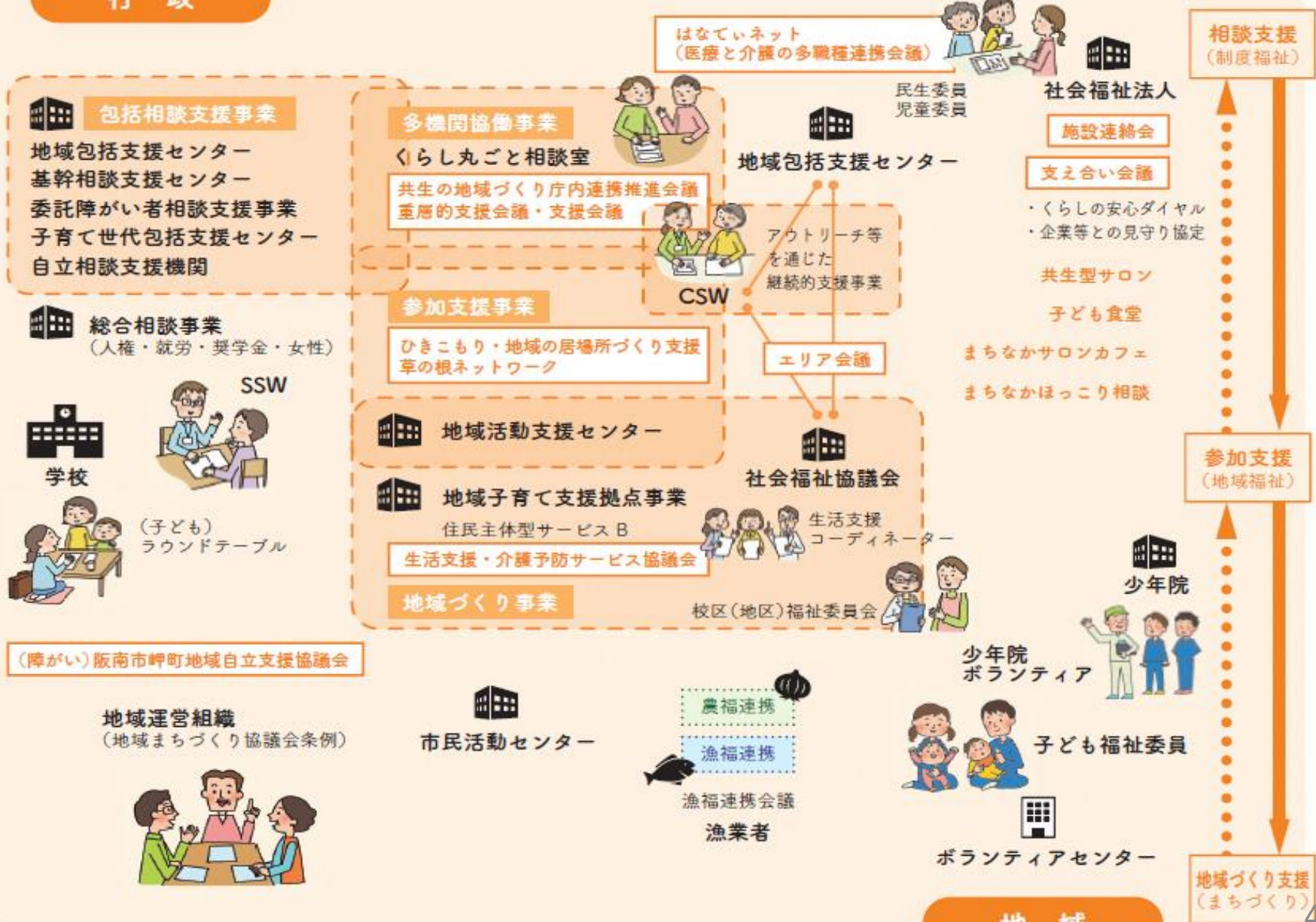
- ◎ 地域介護予防活動支援事業: 教室事業委託1か所
介護予防拠点委託4か所
- ◎ 生活支援体制整備事業: 委託1か所
- ◎ 地域活動支援センター: 委託1か所
- ◎ 地域子育て支援拠点事業(一般型): 委託1か所



重層的支援体制整備事業開始までの経緯

年度	阪南市の地域福祉(包括的な支援体制整備)のあゆみ
H10年度	12小学校区に福祉委員会設置 小地域ネットワーク事業開始
H12年度	第1期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定(公民協働計画) ・市町村地域福祉計画と社会福祉協議会の活動計画を協働で策定
H17年度	コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)配置促進事業の開始(府事業) ・市内4圏域の社福法人にCSWを各1名配置(地域連携による属性を問わない相談支援事業)
H22～H23年度	安心生活創造事業(国モデル事業:セーフティネット支援対策等事業)の実施 ・災害時要援護者支援登録事業の体制構築(地域での日常の見守りと災害時の安否確認)
H23年度	「第2期阪南市地域福祉推進計画(H24～H28)」策定
H24～H25年度	府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業(地域支えあい体制づくり事業) ・災害時要援護者支援登録事業のシステム導入、まちなかサロン・介護予防活動などの環境整備
H26～H28年度	買い物支援プロジェクトチーム(市単独事業) ・市内の配達可能な商店情報等の買い物支援マップ作成、買物支援兼ボランティアコーディネーターの配置など
H28年度	「第3期阪南市地域福祉推進計画(H29～R3)」策定 ・地域包括支援センター直営から2か所に増設し、民間委託(2圏域ずつ担当) ・生活支援体制整備事業の開始(社協委託)
H29～R2年度	共生の地域づくり推進事業(国モデル事業) ・地域力強化推進事業(子ども福祉委員・まちなかほっこり相談) ・多機関の協働による包括的支援体制整備事業(共生の地域づくり庁内連携推進会議、くらし丸ごと相談室)
R2年度	生活困窮者自立相談支援事業 直営から受託(社協委託)
R3年度	CSW委託が4社福法人から2つの地域包括支援センター内に配置変更 ・市内4圏域の4名のCSWを、包括に2名ずつ配置し、各圏域を担当する
R3年度	重層的支援体制整備事業移行準備事業(国補助事業) ・多機関協働の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組、庁内連携体制の構築など
R4～	重層的支援体制整備事業 ・世代や属性を問わず断らない包括的支援体制の構築をめざす。
R4年度	「第4期阪南市地域福祉推進計画(R5～R9)」策定 ・重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止計画を包含 ※コロナ禍で策定年度が1年遅れる

行政



阪南市の重層的支援体制整備事業(R4.4.1～)

「重層的支援体制整備事業」とは、社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うなど、市全体として相談者本人に寄り添い、伴走し、地域で支えあう支援体制を構築していく事業を実施。

	事業名称	事業内容・取り組み	本市の事業	担当課
属性を問わない相談支援	①包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ 	【介護】地域包括支援センター 【障がい】基幹相談支援センター 委託障がい者相談支援事業 【子ども】子育て世代包括支援センター 【困窮】生活困窮者自立相談機関	介護保険課 市民福祉課 健康増進課 生活支援課
多様な参加支援	②参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターの利用 ひきこもり支援・草の根ネットワーク（中間支援：プラットフォーム） 	市民福祉課
地域づくりに向けた支援	③地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る 	【介護】地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 【障がい】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点 【困窮】共助の基盤づくり事業	介護保険課 市民福祉課 こども支援課 市民福祉課
相談支援・参加支援・地域づくり支援を効果的に実施する事業	④多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村全体で包括的な支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割をを果たす 支援関係機関の役割分担を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援会議 支援会議 くらし丸ごと相談室 共生の地域づくり庁内連携会議 	市民福祉課
	⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援が届いていない人に支援を届ける 各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<ul style="list-style-type: none"> CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置（現行事業の位置づけ） 	市民福祉課

※プラットフォーム：様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場。地域の多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となることで、参加する関係者の弱みを補うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながる場。

① 包括的相談支援（基本型事業・拠点型）

属性を問わない（分野を超えた）相談支援

地域包括支援センター事業（委託：2か所）

地域包括ケアシステムの中核となる機関

- ① 介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成）
- ② 介護予防ケアマネジメント事業
- ③ 総合相談支援事業（生活上のあらゆる相談に対応）
- ④ 権利擁護事業
（虐待対応・消費者被害防止・成年後見制度利用支援等）
- ⑤ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業
（CMからの利用者支援相談や関係機関との連携・協働等）

相談支援事業（基幹相談：直営、委託相談：1か所）

- ① 専門的職員を配置
（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置）
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組
（相談支援事業者等に指導・助言、人材育成支援、法律相談等）
- ③ 地域移行・地域定着の促進の取組
（『にも包括』のための保健・医療・福祉関係者による協議の場）
- ④ 包括的支援体制構築への参画の取組
（くらし丸ごと相談室・CSW・自立相談支援事業等との連携など）

利用者支援事業（母子保健型：市直営）

- ① 妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援のため、相談対応、情報提供、支援プラン作成、関係機関との連携を図る。
- ② ①を円滑に進めるため、要支援者の早期把握、サービスを包括的に提供されるための関係機関との協議の場とネットワークづくりを行い、その活用を図る。

自立相談支援事業（委託：1か所）

- ① 相談者の抱える課題を評価・分析しニーズに応じた自立支援プランを策定
（自立相談支援機関の相談窓口を委託先に設置）
- ② 自立支援プランに基づく各種支援の実施
（生活困窮者の相談を生活福祉資金の相談及び庁内連携を含めた生活保護との連携を密にした形で一体的に対応できるよう事業実施）
- ③ 日常生活自立に関する支援も併せて実施。

②参加支援

コーディネート

- ①既存の社会参加に向けた事業で対応できない狭間の個別ニーズに対応
- ②各包括的相談支援事業者及び委託障害者相談支援事業で相談を受け、ニーズを踏まえたプラン作成
- ③重層的支援会議で、参加支援事業の利用の適否を図る。

地域活動支援センターの利用

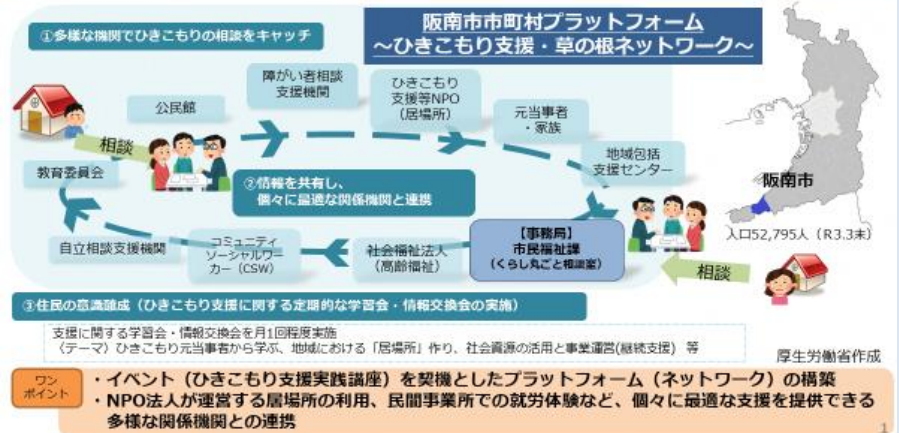
- ①参加支援事業の利用者のうち、希望者は地域活動支援センターを受入先として利用可能。
- ②利用に際し、他の社会資源との調整の上、利用
- ③他に市内NPO（ひきこもり支援を行う。）の利用もあり

ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク(プラットフォーム)

・年6回(2か月に1回)、ひきこもり支援や居場所づくりなどに関心がある元当事者、家族、支援者等が集まり、学習会・情報交換会などを実施。

大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～

- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択肢を用意



②参加支援

(ひきこもり・地域の居場所づくり・草の根ネットワーク)

・ひきこもり支援や居場所などの関心がある方が集まり、当事者や関係者の課題把握と居場所(参加の場)を検討するプラットフォーム(中間支援)

参加者:元当事者、家族、ひきこもり支援NPO、障がい相談支援機関、社会福祉法人、CSW、地域包括支援センター、公民館、教育委員会 等

	経過
R1	11月:公民館の「ひきこもり支援実践講座」受講者を中心に、立ち上げ 以後:月1回 学習会(当事者の声・就労支援など)
R2	コロナ禍により7月から再開(月1回開催) 11月:(厚労省事業)「ひきこもりをとらえなおす」 2月:(厚労省事業)「ひきこもりUXラウンジ」
R3	2月に1回開催に変更(関係性構築されたため。) 10月:(府事業)「ひきこもりUX女子会」 10月から:関心テーマ別にグループ討議を重ねる(イベント・相談・居場所)
R4	4月:会の目的に「地域の居場所づくり支援」を入れ、令和4年4月に「ひきこもり・草の根ネットワーク」から名称変更(2か月に1回開催) グループ討議から各部会が結成 「イベント部会」「居場所部会」「当事者・家族・相談部会」

・イベント部会「ぼちぼちいこらyo！」

- ①5月:Instagram立ち上げ
- ②7月:地域のバザーに参加
(以後、年3回程度参加)
(輪投げ・玉入れ・千本くじのゲーム)

・居場所部会「虹みつけ」

- ①本市内外の子ども食堂(+学習支援や居場所)を数か所見学。
- ②地域の活動場所の提供を考えている団体との意見交換
- ③他の「居場所」など情報交換

・当事者・家族・相談部会

- ①当事者や家族の悩みや相談の仕組みなどについて意見交換⁸

③地域づくりに向けた支援

地域介護予防活動支援事業

- ①介護予防拠点(共生型): 4か所(委託)
各日常生活圏域に介護予防の集いの場として、多世代型拠点を委託運営。
- ②地域の会場で介護予防教室を実施。
 - (1)校区での介護予防教室
 - (2)いきいき健康教室
 - (3)いきいき百歳体操
 - (4)栄養改善育成講座(ボランティア育成)

生活支援体制整備事業

- ①生活支援コーディネーター(委託)
 - 第1層(1名): 市内全域の社会資源開発のコーディネート機能
 - 第2層(2名): 2つの日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し社会資源開発やニーズと活動のマッチング機能等
- ②生活支援・介護予防サービス協議会
連携・協働による取組を推進するための多様な関係者による定期的な協議の場(2か月に1回)

地域活動支援センター事業(I型)

- ①創作的活動(手芸・陶芸など)・レクリエーション・音楽療法・地域との交流会など
- ②精神保健福祉士による相談事業、看護師又は嘱託医による健康指導
社会適応訓練(調理実習・書道・茶道など)
障がい福祉関係講座の開催
- ③重度身体障がい者への介護サービス
看護師による健康管理・健康相談等
PT・OTによるリハビリテーション



地域子育て支援拠点事業(一般型)

- ①情報発信と各地域での親子支援活動
 - (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2)子育て等に関する相談、援助の実施
 - (3)地域の子育て関連情報の提供
 - (4)子育て及び子育て支援に関する講習等
 - (5)本市の子育て支援の充実に必要な事業等
- ②出張ひろばの実施
親子が集う場の常設が困難な地域に出向き、出張ひろばを週1日(1日5時間)開設

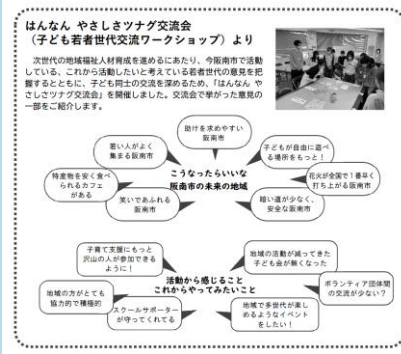
③地域づくりに向けた支援

共助の基盤づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

地域ニーズの把握

①「はんなん やさしさツナグ交流会ー子ども若者世代交流ワークショップ」(R4.10開催)

次世代の地域福祉人材育成を進めるにあたり、現在、阪南市で活動している若者世代の意見を聞き、子ども同士の交流を深めるためを開催。



地域サービスの創出・推進

① 買い物支援: 生協との協定により移動販売車が指定地域を巡回 (H28買物プロジェクトのニーズによる取組)

② 地域見守り協定: 企業5社と協定し、通常業務上で把握した異変等を市に連絡

③ 暮らしの安心ダイヤル
地域の関係団体・機関と協力し、要援護者の日常の見守りや声かけなど、見守り支える体制づくり



インフォーマル活動の活性化

- ① 中央公民館主催の居場所づくりと担い手育成の講座
 - (1)「持続可能な居場所(地域の堂)のつくりかた」(R5.8開催)
 - (2)「多世代交流を生み出す『地の居場所づくり』をめざして(3回講座)」(R4.11~R5.1開催)

その他、地域福祉推進のための事業

- ① まちなかサロン・カフェ: 各地域のボランティアが取り組む居場所づくり(市内40か所)
- ② こども福祉委員: 小学校高学年~中学生の福祉ボランティア活動(市内4小中学校)
- ③ ほっこり相談: 「まちなかサロン・カフェ」13か所にCSW等が訪問し、身近な総合相談を行う。
- ④ 地域貢献プロジェクト: 市内の少年院の少年のボランティア活動等を支援
- ⑤ 農福、漁福連携: 福祉農園や漁協との連携

④ 多機関協働事業

くらし丸ごと相談室

- ・複雑化・複合化した市民の暮らしに関する相談を丸ごと受けとめる。
- ・市内の他部局や関係機関が連携し、解決に取り組む。

くらし丸ごと相談室
～ひとりで悩まないで ご相談ください～

くらしの相談

- ・家庭内に複数の困りごとを抱えている。
- ・ひきこもっている家族のことが心配。

仕事に関する相談

- ・仕事をしたいけど働けるか不安。
- ・仕事が長続きしない。

お金に関する相談

- ・多量債務で苦しんでいる。
- ・金融管理ができない。
- ・公共料金が支払えない。

住まいの相談

- ・仕事をやめて家賃が支払えない。
- ・近隣の住居が、ゴミや物であふれている。

相談内容のQ&A

Q1 誰でも相談できますか？
A1 原則として、阪南市に在住で、生活に困っておられる方なら誰でも相談できます。

Q2 相談後の支援は、どのようなもの？
A2 支援プランをつくって、その支援プランに沿った支援を行います。そして、継続的に支援を行っていきます。

阪南市役所（玄関入って、すぐ左側）
福祉部 内 くらし丸ごと相談室 窓口 ⑦ ③
☎ 072-471-5678（内線2206）

共生の地域づくり市内連携推進会議

- ・市内の連携を推進し、行政の縦割りを解消し、市民の相談に横断的に対応できる体制を構築
- ・市内6部15課の職員が委員として参加
- ・年6回（2か月に1回）開催
- ・うち年3回は外部の包括的相談支援事業者も参加

重層的支援会議・プラン作成

- ・包括的相談支援事業者から当該相談者の情報提供を受け、市民福祉課で具体的な支援方法（プラン）作成し、重層的支援会議に諮る。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者が参加
- ・年12回（月に1回）開催

支援会議

- ・潜在的な相談者の（本人同意がない人）の潜在的な課題について、支援を届けることを目的に情報共有。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者などが参加
- ・必要時随時開催。

④ 多機関協働事業

共生の地域づくり庁内連携推進会議

目的：市庁内の連携の推進により、市民の相談に横断的に対応できる体制をつくる。

	経過
H30	5月：課長級管理職対象：趣旨説明 6月：第1回（相談支援事業について） 以後：毎月1回開催（年8回）
R1	2か月に1回開催（年6回） ・生活困窮（事例検討+グループワーク） ・就労支援（支援団体発表+グループワーク）など
R2	2か月に1回開催（年5回） ・金銭管理（事例検討+グループワーク） ・家計改善支援（事例検討+グループワーク）など
R3	2か月に1回開催（年3回：前期に集中） ※後期は重層的支援会議の立ち上げに集中 ・庁内で困っている事例を抽出し検討する。 ・事例検討（複合的・複雑化した事例）
R4	2か月に1回開催（年6回） ・庁内他課で抱えている事例について検討を行い、事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

・2か月に1回庁内15課（介護、障がい、子ども・子育て、困窮・教育・人権などを含む）及び包括的相談支援事業者にて、事例検討を行い、事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する必要がある事例については、重層的支援会議（支援会議）で検討する。（月1回開催）

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業【阪南市委託事業】発行：阪南市・(社) 阪南市社会福祉協議会

困った！ 気になる！

今後の生活が不安…

近所の〇〇さん、最近しんどそうね…

子育てが不安だわ…

生活するお金がないよ…

どこに相談したらいいんだろう…



くらしの中の困ったことや気になることをまずはCSWにご相談ください

CSW

コミュニティソーシャルワーカー

阪南市では、地域の身近な相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。高齢者、障がい者、ひとり親、子育て家庭などの悩みごとや困りごとをご相談ください。関係機関、専門機関と連携しながら、一緒に解決に向けて取り組みます。

お気軽にご相談ください



相談無料 **秘密厳守** **なんでもOK**

ひきこもり



物が散らかっている



虐待



心の病で働けない



お金がなくて生活できない



子育てが不安



アルコール依存



福祉サービスを知りたい



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

- ・市内2か所の地域包括支援センターにCSWが2名ずつ配置し、4つの日常生活圏域を各々1名ずつ担当する
- ・地域におけるくらしの困りごとや福祉に関するサービスや支援などを行う

- ①相談支援：援護を必要とする高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題を解決するための支援を行う。
- ②ネットワーク：福祉サービスや支援が円滑に行われるよう、関係団体・機関と連携してつながりづくり（ネットワーク）を進める。
- ③地域づくり：地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係団体・機関などに働きかける。